

# 根室市障がい福祉計画

第6期(令和3年度～令和5年度)

# 根室市障がい児福祉計画

第2期(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

根 室 市



# 目 次

## 第1. 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
(1) 本計画の位置づけ	1
(2) 他の計画との関係	1
3. 計画の対象者	2
4. 計画期間	2

## 第2. 障がいのある人を対象とした給付及び事業の内容

1. 障害者総合支援法・児童福祉法におけるサービス体系	3
2. 障害福祉サービス等の対象者と内容	4
(1) 介護給付	4
(2) 訓練等給付	5
(3) 相談支援	6
3. 障害児通所支援等の対象者と内容	7
(1) 障害児通所支援	7
(2) 障害児相談支援	7
4. 地域生活支援事業の内容	8
5. 本市における障害福祉サービス等の提供状況	9

## 第3. 障がい福祉計画

1. 令和5年度の成果目標	12
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	12
①地域生活移行者数	12
②施設入所者数	12
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	13
(3) 福祉施設から一般就労への移行	14
①一般就労移行者数	14
②就労移行支援事業からの一般就労移行者数	14
③就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	14
④就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	14
⑤就労定着支援事業の利用者数	14
(4) 相談支援体制の充実・強化等	15
(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	15

2. 障害福祉サービス等の実績と見込量	16
(1) 訪問系サービス	16
(2) 日中活動系サービス	17
(3) 居住系サービス	19
(4) 相談支援	20
(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	22
3. 地域生活支援事業の実績と見込量	23

#### 第4. 障がい児福祉計画

1. 令和5年度の成果目標	26
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	26
①重層的な支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置 及び保育所訪問支援の充実	26
②重症心身障がい児が身近な支援を受けられるための体制の確保	26
③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	26
2. 障害児通所支援等の実績と見込量	28
(1) 障害児通所支援	28
(2) 障害児相談支援	29

#### 第5 計画の推進体制

1. 関係機関等の連携と理解の促進	30
(1) 関係機関・関係団体との連携	30
(2) 庁内連携体制の強化	
(3) 国・北海道等との連携	30
(4) 障がいに対する理解の促進	
2. 計画の推進管理	30

～「障がい」・「障害」の表記について～

本計画では、法令・制度や名称等の一部を除き原則として「障がい」の表記を採用しています。

# 第1. 計画の基本的事項

## 1. 計画策定の趣旨

「根室市障がい福祉計画（第6期）」及び「根室市障がい児福祉計画（第2期）」（以下、「本計画」）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）及び児童福祉法に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「国指針」）」に即し、本市において必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障がいのある子どもを対象とする各種支援事業（以下、「サービス等」）が総合的かつ計画的に提供されるよう、令和5年度における数値目標、各年度のサービス等に関する見込量及びサービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、障害者基本法第11条に基づき策定する根室市障がい者計画の実施計画的な性格を有するものです。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、国指針及び北海道障がい福祉計画・障がい児福祉計画並びに「第9期根室市総合計画」をはじめとする本市の策定する各計画との整合性を図ります。

### 【計画の対象期間】

年度	27	28	29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国	障害者基本計画(第3次)(H25~29)			障害者基本計画(第4次)(H30~R4)						
	国指針									
北海道	第2期北海道障がい者基本計画(H25~R4)									
	北海道障がい福祉計画(4期)		北海道障がい福祉計画(5期)			北海道障がい福祉計画(6期)				
				北海道障がい児福祉計画(1期)		北海道障がい児福祉計画(2期)				
根室市	第9期根室市総合計画(H27~R6)									
	根室市障がい者計画(H27~29)		根室市障がい者計画(H30~32)			根室市障がい者計画(R3~R5)				
	根室市障がい福祉計画(4期)		根室市障がい福祉計画(5期)			根室市障がい福祉計画(6期)				
				根室市障がい児福祉計画(1期)		根室市障がい児福祉計画(2期)				
	根室市高齢者保健福祉計画・根室市介護保険事業計画(6期)		根室市高齢者保健福祉計画・根室市介護保険事業計画(7期)			根室市高齢者保健福祉計画・根室市介護保険事業計画(8期)				
	根室市子ども子育て支援事業計画(H27~R1)					第2期根室市子ども子育て支援事業計画(R2~R6)				

### **3. 計画の対象者**

本計画の対象となる「障がいのある人」とは、障害者総合支援法第4条第1項に規定する「障害者等」とします。また、「障がいのある子ども」とは、同法第4条第2項に規定する「障害児」とします。

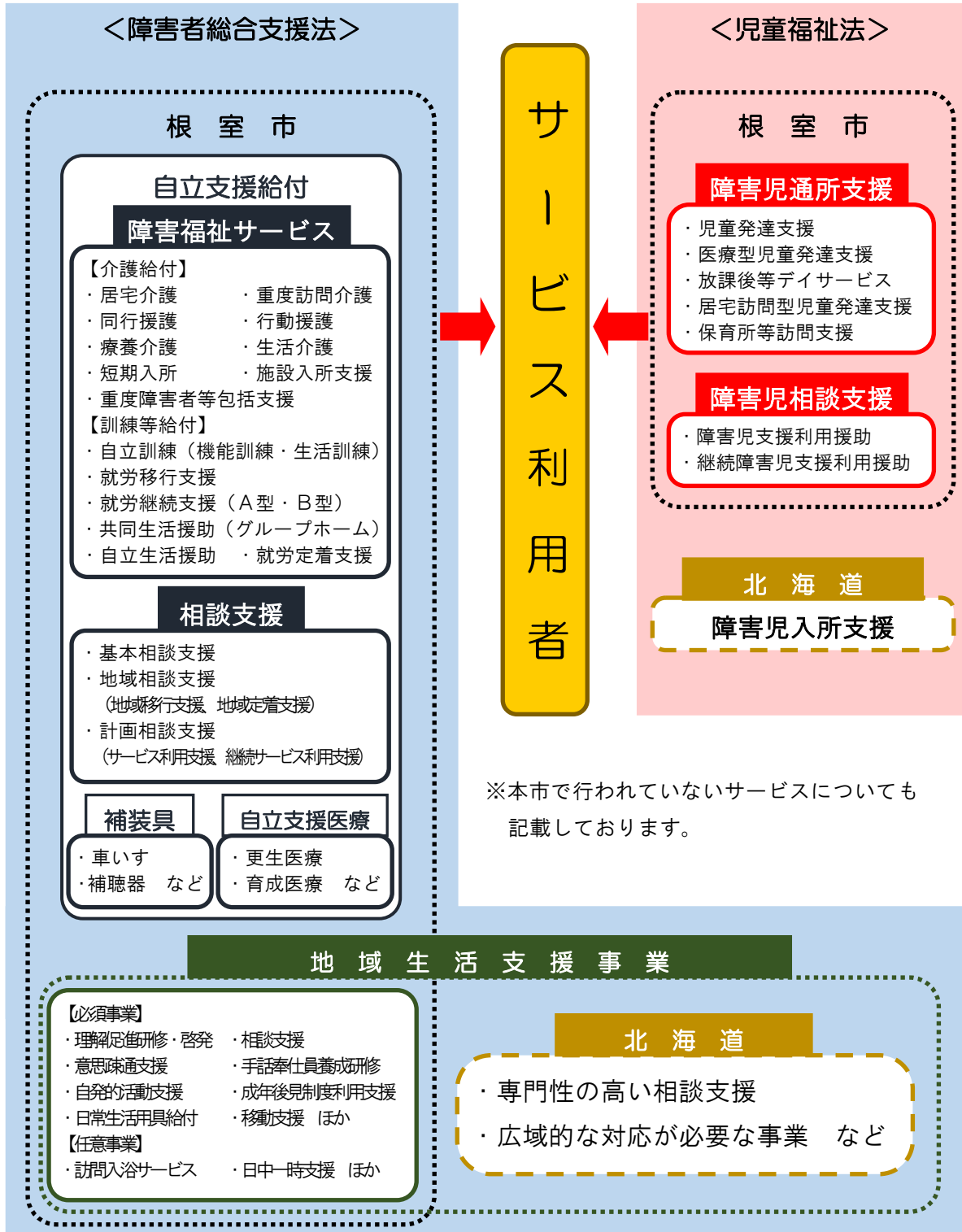
### **4. 計画期間**

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、3年ごとの計画策定が国指針により定められていることから、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

## 第2. 障がいのある人を対象とした 給付及び事業の内容

### 1. 障害者総合支援法・児童福祉法におけるサービス体系

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各サービスの体系は、以下のようになっています。



## 2. 障害福祉サービス等の対象者と内容

### (1) 介護給付

サービス名	サービス内容	主な対象者
居宅介護	ヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護（身体介護）、調理、洗濯、掃除等の家事（家事援助）、通院等に係る移動支援（通院等介助）を行います。	○障がいのある人（障害支援区分1以上） ○身体介護を伴う通院等介助については、区分2以上かつ「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかの支援が必要な人
重度訪問介護	ヘルパーが自宅を訪問し、身体介護、生活全般にわたる援助、移動中の介護を総合的に行います。	○重度肢体不自由があり、常時介護が必要な人（障害支援区分4以上かつ二肢以上に麻痺等があり、「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも支援が必要な人） ○重度知的・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人（障害支援区分4以上かつ行動援護スコア10点以上の人）
同行援護	ヘルパーが外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するほか、移動中の介護等の援助を行います。	○視覚障がいのある人 ※障害支援区分認定は不要
行動援護	ヘルパーが外出時に同行し、移動中の介護等の援助を行います。	○知的・精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人
重度障害者等包括支援	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスを包括的に提供します。	○障害支援区分が区分6の障がいのある人で、意思疎通を図ることが難しい次のいずれかの人 ・重度訪問介護者で、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にあり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている、または最重度の知的障がい ・障害支援区分認定調査における行動援護スコアが10点以上
療養介護	病院等で、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。	○病院等での長期の入院による医療的ケア及び常時介護が必要な次の人 ・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている（障害支援区分6） ・筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者（障害支援区分5以上） ・旧重症心身障害施設・指定医療機関に入所・入院していた
短期入所（福祉型）	介護者の病気等の理由により日常生活上の必要な支援が受けられない時に、入所施設等で短期間の介護その他の支援を行います。	○障がいのある人（障害支援区分1以上。障がいのある子どもについても簡易な調査を経て利用可）
短期入所（医療型）	短期入所（福祉型）のサービスと併せ、医療的ケアの提供を行います。	○短期入所（福祉型）に同じ
生活介護	障がい者支援施設等で、主に日中の介護、日常生活の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供を行います。	○障がいのある人（障害支援区分3以上、50歳以上は区分2以上） ○「施設入所支援」を併せて利用する区分4以上（50歳以上は区分3以上）の人 など
施設入所支援	障害者支援施設等で、主に夜間の介護、日常生活上の支援を行います。	○生活介護を利用する障害支援区分4以上（50歳以上は区分3以上）の人 ○自立訓練または就労移行支援を利用するにあたり、一時的に入所が必要な人 など



## (2) 訓練等給付

サービス名	サービス内容	主な対象者
共同生活援助	共同生活住居（グループホーム）で、主に夜間の介護その他の日常生活上の援助を行います。	○障がいのある人。ただし、身体障がいのある人は、65歳到達日以前に障害福祉サービス等を利用したことがある場合に限る。  ※障害支援区分認定は不要 ただし、食事、排泄、入浴の支援が必要な場合は、障害支援区分の認定が必要。
自立訓練（機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上を図るために必要なりハビリテーションや、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。 （標準利用期間1年6か月）	○障がいがあり、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人  ※障害支援区分認定は不要
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活を送るために必要な訓練、支援を行います。 （標準利用期間2年）	○障がいがあり、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な人 ※障害支援区分認定は不要
就労移行支援	生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な訓練、求職活動に関する支援、就労後における職場定着支援、相談等を行います。 （標準利用期間2年、免許取得を目的としたものは3年または5年）	○障がいがあり、一般就労が可能と見込まれる次の人 ・就労を希望し、支援が必要（65歳未満） ・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師免許を取得し、就労を希望  ※障害支援区分認定は不要
就労継続支援（A型）	生産活動等の機会を提供し、就労に必要な訓練や支援を行います。 （雇用契約あり）	○一般就労が困難な障がいのある人で、雇用契約を結び、継続して就労可能な65歳未満の人（利用開始時に65歳未満であること） ※障害支援区分認定は不要
就労継続支援（B型）	生産活動等の機会を提供し、就労に必要な訓練や支援を行います。 （雇用契約なし）	○障がいのある次の人 ・就労経験があるが、年齢や体力面で一般就労が困難 ・50歳到達者または障害基礎年金1級受給者 ・上記以外の人で、アセスメントを通じて就労面の課題の把握が行われている利用希望者 など ※障害支援区分認定は不要
自立生活援助	定期的に利用者の自宅を訪問し、生活上の困りごと等について確認を行い、必要な助言、関係機関との連絡調整を行うほか、利用者からの相談等があった場合は訪問、電話、メール等により随時対応します。	○障がいのある次の人 ・障がい者支援施設やグループホームを出て一人暮らしに移行し、理解力や生活力等に不安がある ・現に一人暮らしをしており、支援を要する ・障がいや病気等の家族と同居し、家族による支援が見込めないため、一人暮らしと同様の状況であり、支援を要する
就労定着支援	一般就労の継続を図るため、利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。	○生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の利用を経て一般就労となり、6か月経過した人（病気や障がいにより休職し、就労移行支援等の利用後に復職となり、6か月を経過した人も含む。）

### (3) 相談支援

サービス名	サービス内容	主な対象者
計画相談支援	<p>サービス申請者の利用意向やその他の事項を勘案し、サービス等利用計画を作成します。(サービス利用支援)</p> <p>また、支給決定後に実施する定期的なモニタリングを通じて、計画変更が生じる場合の関係機関との連絡調整や、利用者への新規サービスの申請勧奨を行います。(継続サービス利用支援)</p>	<p>(サービス利用支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービスの申請または変更申請を行う人</li> <li>○地域相談支援の申請を行う人(継続サービス利用支援)</li> <li>○サービス等利用計画が作成されている人</li> </ul>
地域移行支援	<p>住居確保など、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいがあり、地域生活への移行のための支援が必要な次の人</li> <li>・障がい者支援施設、療養介護を行う病院等に入所及び入院している人</li> <li>・精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している人</li> <li>・救護施設または更生施設に入所している人</li> <li>・刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘留所)、少年院に収容されている人</li> <li>・更生保護施設に入所している人、または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している人</li> </ul>
地域定着支援	<p>利用者との常時の連絡体制を確保し、障がい特性によって生じた緊急の事態等に対する相談その他必要な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある次の人</li> <li>・単身世帯のため、緊急時の支援が見込めない状況にある人</li> <li>・同居家族等が障がい・疾病のため、緊急時の支援が見込めない状況にある人 など</li> </ul>

### 3. 障害児通所支援等の対象者と内容

#### (1) 障害児通所支援

サービス名	サービス内容	主な対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	○療育の観点から集団・個別療育が必要と認められる子ども (具体的なケース) ・乳幼児健診等で療育が必要と認められた子ども ・保育所・幼稚園に在籍しているが、併せて専門的な療育・訓練が必要な子ども
医療型児童発達支援	上記の児童発達支援と併せて、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援を行います。	○肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な子ども
放課後等デイサービス	授業終了後または休業日に、生活能力の向上等に必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	○幼稚園及び大学を除く学校に通い、授業終了後または休業日に支援が必要な子ども
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、支援対象児に対して、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	○保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等に通い、当該施設の訪問により専門的な支援が必要な子ども
居宅訪問型児童発達支援	支援対象児の自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	○重症心身障がい児*など、重度の障がいにより、障害児通所支援を受けるために外出することが困難な子ども

※重症心身障がい児：重度の肢体不自由と重度の知的障がいがある子ども

#### (2) 障害児相談支援

サービス名	サービス内容	主な対象者
障害児相談支援	支援対象児及びその保護者の利用意向やその他の事項を勘案し、障害児支援利用計画を作成します。 (障害児支援利用援助) また、通所給付決定後に実施する定期的なモニタリングを通じて、計画変更が生じる場合の関係機関との連絡調整を行うほか、新たな通所給付決定もしくは通所給付変更決定の必要がある場合には、対象児の保護者への申請勧奨を行います。 (継続障害児支援利用援助)	(障害児支援利用援助) ○通所給付決定の申請・変更申請を行う子どもの保護者 (継続障害児支援利用援助) ○障害児支援利用計画が作成された通所給付決定保護者

## 4. 地域生活支援事業の内容

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて提供するサービスで、日常生活用具給付・移動支援事業・手話奉仕員養成研修など、柔軟な形態による各種事業を行っています。

(主な事業名及び事業内容)

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	研修や啓発等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、地域住民への働きかけを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、当事者や地域住民等による地域における自発的な取り組みや活動を支援します。
相談支援事業	
基幹相談支援センター等機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	障がいのある人の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保体制の整備と、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳、要約筆記等の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、各種用具を給付または貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人の自立した生活を支援することを目的に、手話奉仕員の養成・研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対して、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人の日中活動の場として、創作的活動等の機会等を提供するとともに、地域住民との交流を促進し、社会参加を支援します。
訪問入浴サービス	自宅等での入浴が困難な身体に障がいのある人について、居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。
日中一時支援	障がいのある人の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を目的に、日中の一時的預かりを行います。

## 5. 本市における障害福祉サービス等の提供状況

本市における障害福祉サービス等の提供事業所については、次のとおりです。

区分	サービス名	サービス提供事業所（運営法人）
障害福祉サービス （介護給付）	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	根室市社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所 （社会福祉法人 根室市社会福祉協議会） 根室市有磯町2丁目6番地 ☎0153-24-0391
	行動援護	※提供事業所なし
	重度障害者等包括支援	※提供事業所なし
	療養介護	※提供事業所なし
	短期入所（福祉型）	障害者支援施設 根室すずらん学園 （社会福祉法人 根室明郷会） 根室市厚床2丁目221番地1 ☎0153-26-2134 短期入所事業所 いーくつ （一般社団法人 いーくつ） 根室市琴平町2丁目17番地5 ☎0153-24-1192
	短期入所（医療型）	※提供事業所なし
	生活介護	障害者支援施設 根室すずらん学園 （社会福祉法人 根室明郷会） 根室市厚床2丁目221番地1 ☎0153-26-2134 生活介護事業所 いーくつ （一般社団法人 いーくつ） 根室市琴平町2丁目17番地5 ☎0153-24-1192
施設入所支援	障害者支援施設 根室すずらん学園 （社会福祉法人 根室明郷会） 根室市厚床2丁目221番地1 ☎0153-26-2134	
障害福祉サービス （訓練等給付）	共同生活援助	グループホーム 双葉荘 （社会福祉法人 根室明郷会） 根室市有磯町1丁目3番地1 ☎0153-22-8250 グループホーム すずらん荘 （社会福祉法人 根室明郷会） 根室市厚床2丁目221番地1 ☎0153-26-2134 グループホーム ひまわり荘 （社会福祉法人 根室明郷会） 根室市厚床2丁目90番地1 ☎0153-26-2134
	自立訓練（機能訓練）	※提供事業所なし
	自立訓練（生活訓練）	障がい者デイサービスセンター のびのび （社会福祉法人 希望の家） 根室市駒場町1丁目31番地1 ☎0153-24-3934
	就労移行支援	※提供事業所なし

区分	サービス名	サービス提供事業所（運営法人）
障害福祉サービス (訓練等給付)	就労継続支援（A型）	※提供事業所なし
	就労継続支援（B型）	障害者支援施設 根室すずらん学園 (社会福祉法人 根室明郷会) 根室市厚床2丁目221番地1 ☎0153-26-2134 自立支援センター ほのぼの (社会福祉法人 希望の家) 根室市駒場町1丁目31番地1 ☎0153-24-3934
障害福祉サービス (相談支援)	計画相談支援	相談支援事業所 いーくつ (一般社団法人 いーくつ) 根室市琴平町2丁目17番地5 ☎0153-24-1192 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」 (社会福祉法人 北海道社会福祉事業団) 標津郡中標津町東4条南4丁目9番地1 ☎0153-73-3178 相談室 るーぷ (社会福祉法人 べつかい柏の実会) 野付郡別海町別海宮舞町256番地 ☎0153-74-8117
	地域移行支援 地域定着支援	根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」 (社会福祉法人 北海道社会福祉事業団) 標津郡中標津町東4条南4丁目9番地1 ☎0153-73-3178
障害児通所給付	児童発達支援	根室市児童デイサービスセンター ひだまり (指定管理者：社会福祉法人 北海道社会福祉事業団) 根室市花園町7丁目5番地 ☎0153-24-7588
	医療型児童発達支援	※提供事業所なし
	放課後等デイサービス	放課後児童デイサービス くれよん (特定非営利活動法人 あいの手) 根室市光洋町3丁目88番地 ☎0153-27-1082
	保育所等訪問支援	※提供事業所なし
障害児相談支援	障害児相談支援	相談支援事業所 いーくつ (一般社団法人 いーくつ) 根室市琴平町2丁目17番地5 ☎0153-24-1192 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」 (社会福祉法人 北海道社会福祉事業団) 標津郡中標津町東4条南4丁目9番地1 ☎0153-73-3178 相談室 るーぷ (社会福祉法人 べつかい柏の実会) 野付郡別海町別海宮舞町256番地 ☎0153-74-8117

区分	サービス名	サービス提供事業所（運営法人）
地域生活支援 事業等	日中一時支援	障害者支援施設 根室すずらん学園 （受託法人：社会福祉法人 根室明郷会） 根室市厚床2丁目221番地1 ☎0153-26-2134
	地域活動支援センター	根室市地域活動支援センター きらきら （受託法人：社会福祉法人 希望の家） 根室市昭和町2丁目115番地 ☎0153-27-7730
	訪問入浴サービス	根室市社会福祉協議会 障害福祉サービス事業所 （受託法人：社会福祉法人 根室市社会福祉協議会） 根室市有磯町2丁目6番地 ☎0153-24-0391
	障がい者就業相談 障がい者職場実習支援事業	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター「ふれん」 （受託法人：社会福祉法人釧路のぞみ協会 自立センター） 釧路市双葉町17番18号 ☎0154-65-6470

## 第3. 障がい福祉計画

### 1. 令和5年度の成果目標

本項では、国の基本理念を踏まえ、地域生活への移行及び就労支援等について、国指針に基づき、今期計画期間における成果目標を設定します。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

①地域生活移行者数	
国指針	令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活に移行する。
本市の目標設定	令和元年度末の施設入所者(41人)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人数を、3人(7.3%)とします。
②施設入所者数	
国指針	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の入所者数から1.6%以上削減する。
本市の目標設定	令和5年度末の施設入所者について、令和元年度末の施設入所者数(41人)から1人(2.4%)の削減を目指します。 (令和5年度末の施設入所者数：40人)

施設入所者については、高齢化により入院・死亡等による退所がある一方で、家庭の状況や障がいの程度などにより、入所に対する一定のニーズがあることから、入所者の削減及び地域移行は容易には進まない状況です。

施設入所者の地域移行を進めるにあたっては、これらの実情を踏まえ、地域における受け皿の確保や、移行後の相談支援体制の整備に向けた取り組みが必要です。



## (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国指針	令和5年度末までに、各市町村または、各圏域に1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本とする。
本市の目標設定	根室圏域（1市4町）で地域生活支援拠点を1か所確保しており、圏域内において年1回以上運営状況を検証・検討します。

「地域生活支援拠点」とは、障がいのある人の高齢化・重度化や、「親亡き後」を見据え、次の機能を強化するため、「グループホームや障がい者支援施設に付加した拠点」、または「地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制」により行うこととされております。

- ①相談（地域移行、親元からの自立等）
- ②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）
- ④専門性（人材確保・育成、連携等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

根室圏域（根室管内1市4町）では、平成30年度から根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を地域生活支援拠点と位置づけており、管内1市4町で構成する「根室圏域障がい者総合相談支援センター設置連絡協議会」の場を通じて、その運営状況の検証及び検討を行い、運営体制の充実を図ります。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

<b>①一般就労移行者数</b>	
国指針	令和5年度中に就労支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上にする。
本市の目標設定	令和5年度中に就労支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績(1人)の4.0倍以上(4人以上)とします。
<b>②就労移行支援事業からの一般就労移行者数</b>	
国指針	令和5年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.30倍以上にする。
本市の目標設定	令和5年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績(1人)の2.0倍以上(2人以上)とします。
<b>③就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数</b>	
国指針	令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.26倍以上にする。
本市の目標設定	令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を、1人とします。 (令和元年度実績：0人)
<b>④就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数</b>	
国指針	令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.23倍以上にする。
本市の目標設定	令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を、1人とします。 (令和元年度実績：0人)
<b>⑤就労定着支援事業の利用者数</b>	
国指針	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
本市の目標設定	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数(4人)のうち、就労定着支援事業を利用する割合を75.0%(3人)とします。

令和元年度末現在の一般就労移行者については、就労移行支援を除き実績がないところですが、サービス利用者の中には、将来的に一般就労を考えている人もいることから、引き続き関係機関と連携し、障がい者就業相談及び職場実習支援事業等を活用し、利用者の一般就労への移行促進に取り組みます。

#### (4) 相談支援体制の充実・強化等

国指針	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
本市の目標設定	根室圏域で既に基幹相談支援センターを設置しており、その体制の維持及び取組の充実を図ります。

根室圏域では、総合的・専門的な相談支援の実施機関として、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」に基幹相談支援センター業務を委託しているところであり、管内4町と連携し、本市を含めた圏域内の相談支援体制の充実・強化に努めます。

#### (5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国指針	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
本市の目標設定	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築に努めます。

国指針では、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」、「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」、「指導監査結果の関係市町村との共有」を挙げており、本市においても実施体制の構築に向けた取り組みを進めます。

## 2. 障害福祉サービス等の実績と見込量

本項では、国指針に定める令和5年度末における目標数値や第5期障がい福祉計画における令和2年度末までの実績等を踏まえ、サービス提供体制の計画的な整備を図ることを目的に、計画期間における障害福祉サービス等の見込量を定めます。

各数値は、1か月当たりの各サービス利用量・利用者数とし、原則として各年度3月末現在（令和2年度末見込においては令和2年9月末現在）の実績及び見込量を示していますが、各年度3月末現在の数値をそのまま実績とすることが難しいサービスについては、サービス毎の利用実態に即した見込量としています。

### (1) 訪問系サービス

居宅介護は、利用者数については概ね計画通り、利用時間は計画を下回っている状況ですが、今後については利用の増加が見込まれます。重度訪問介護は、令和元年12月から利用者がなく、計画を下回っている状況です。同行援護は、利用者が1名増え、利用時間も大きく増加しています。

行動援護、重度障がい者等包括支援については、市内にサービス提供事業所がないため、実績はない状況です。

サービス種別	単位	第5期計画						第6期計画		
		H30計画	H30実績	R元計画	R元実績	R2計画	R2見込	R3見込	R4見込	R5見込
居宅介護	利用者数(人/月)	19	20	21	21	23	20	21	21	21
	利用時間(時間/月)	152	149	168	143	184	139	144	144	144
重度訪問介護	利用者数(人/月)	2	2	2	1	2	0	1	1	1
	利用時間(時間/月)	118	53	118	53	118	0	50	50	50
同行援護	利用者数(人/月)	2	1	2	2	2	3	3	3	3
	利用時間(時間/月)	3	2	3	8	3	13	12	12	12
行動援護	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※居宅介護については、月毎の利用実績の変動が大きいため、各年度の数値は年間平均値とします。

※同行援護について、平成30年度実績は実際に利用のあった月（3か月）の平均とします。

### 【見込量確保の方策】

訪問系サービスは、在宅の障がいのある人や、施設等から地域移行する人が地域で自立した生活を営む上での根幹となるサービスであることから、利用者が必要とする時期に必要なサービスが提供できるよう、関係事業所と連携を図ります。また、サービス提供体制の拡大等について、引き続き検討を進めます。

### (2) 日中活動系サービス

平成31年4月の生活介護・短期入所サービス提供事業所の開設に伴い、生活介護については計画値を下回っているものの、利用者数・利用量ともに前年度実績を上回り、短期入所（福祉型）については、計画値を超える利用者数・利用量、さらに前年度実績を上回っています。

就労移行支援については、特別支援学校等の卒業後や、自立訓練等の他サービスからの移行により利用を開始するケースが続き、計画値を上回る利用となっています。

療養介護、就労定着支援については概ね計画通り、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型については計画値を下回っている状況です。

自立訓練（機能訓練）については、市内にサービス提供事業所がないため、実績はない状況です。

サービス種別	単位	第5期計画						第6期計画		
		H30計画	H30実績	R元計画	R元実績	R2計画	R2見込	R3見込	R4見込	R5見込
療養介護	利用者数(人/月)	10	10	10	9	10	9	8	8	8
生活介護	利用者数(人/月)	65	55	70	66	75	72	75	75	75
	利用量(人日 <sup>※</sup> /月)	1,365	1,135	1,470	1,248	1,575	1,421	1,500	1,500	1,500
自立訓練(機能)	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活)	利用者数(人/月)	6	5	6	5	6	5	6	6	6
	利用量(人日/月)	96	78	96	92	96	87	96	96	96
就労移行支援	利用者数(人/月)	1	2	1	2	2	4	5	5	5
	利用量(人日/月)	22	32	22	42	44	88	110	110	110

※人日/月：「月間の利用人員」×「1人一月当たりの平均利用日数」（以降の表についても同様です。）

サービス種別	単位	第5期計画						第6期計画		
		H30計画	H30実績	R元計画	R元実績	R2計画	R2見込	R3見込	R4見込	R5見込
就労継続支援(A)	利用者数(人/月)	4	4	4	3	4	2	3	3	3
	利用量(人日/月)	88	74	88	44	88	44	67	67	67
就労継続支援(B)	利用者数(人/月)	63	60	63	61	63	59	60	60	60
	利用量(人日/月)	1,260	1,088	1,260	1,062	1,260	1,039	1,200	1,200	1,200
就労定着支援	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
短期入所(福祉型)	利用者数(人/月)	4	6	4	9	4	13	17	17	17
	利用量(人日/月)	52	58	52	73	52	116	136	136	136
短期入所(医療型)	利用者数(人/月)	1	2	1	1	1	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	8	9	8	5	8	0	0	0	0

※短期入所(福祉型)は月毎の利用実績の変動が大きいため、年間平均値とします。

※短期入所(医療型)は月毎の利用有無に差があるため、利用実績のあった月(H30:5か月、R1:6か月)の平均とします。

### 【見込量確保の方策】

日中活動系サービスについては、現在、サービスを利用している人が今後も継続してサービスを利用できるよう、引き続き適切な支給決定に努めるほか、新規利用においても円滑なサービスの提供が行われるよう、サービス提供事業所や相談支援事業所等と連携し推進します。

また、サービス提供体制の拡大等について、引き続き検討を進めます。

### (3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、一般社団法人等におけるグループホーム整備計画の変更等により、計画を下回ることとなりました。

施設入所支援については、計画通りに推移しています。

自立生活援助については、市内にサービス提供事業所がないため、実績はない状況です。

サービス種別	単位	第5期計画						第6期計画		
		H30計画	H30実績	R元計画	R元実績	R2計画	R2見込	R3見込	R4見込	R5見込
自立生活援助	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	利用者数(人/月)	61	43	61	43	61	43	43	54	54
施設入所支援	利用者数(人/月)	42	42	41	41	41	41	41	41	40

#### 【見込量確保の方策】

本市におけるグループホーム整備数は現在3か所ですが、一般社団法人によるグループホーム2か所の整備に向けた準備が前期計画から進められているところです。

現時点では令和4年度の開設が見込まれており、同年度から11名の増を見込んでいます。

施設入所支援については、本計画の成果目標を踏まえ見込量を設定します。

障がいのある人の住まいの場の確保と地域移行を進めるため、関係機関と連携し、引き続き市内のサービス提供体制の拡大に努めます。

#### 【参考：市内グループホームの整備見込量】

区分	単位	第5期計画			第6期計画		
		H30実績	R元実績	R2見込	R3見込	R4見込	R5見込
グループホーム整備(見込)量		16	16	16	16	27	27
内訳	既存(社福法人)	16	16	16	16	16	16
	新規(一社法人)	-	-	-	0	11	11
	新規(医療法人)	-	-	-	-	-	-

#### (4) 相談支援

計画相談支援については、新規サービス利用者の増加に伴い増傾向となっている一方で、地域移行支援及び地域定着支援については利用がない状況となっています。

サービス種別	単位	第5期計画						第6期計画		
		H30計画	H30実績	R元計画	R元実績	R2計画	R2見込	R3見込	R4見込	R5見込
計画相談支援	利用者数(人/月)	25	30	27	33	29	34	36	38	40
地域移行支援	利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0	0	1	1
地域定着支援	利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0	0	1	1

※計画相談支援については、月毎の利用実績の変動が大きいため、年間平均値とします。

#### 【見込量確保の方策】

平成31年4月に、相談支援事業所（指定特定相談支援事業所）が本市に新規開設したことに伴い、障害福祉サービスの利用時に必要となるサービス等利用計画の作成や相談等を市内で受けられる体制が整いました。

本市で利用できる事業所は中標津町の「あくせす根室」及び別海町の「相談室る一ぷ」と合わせ3事業所となりますが、今後は各事業所と連携のうえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを進めます。

地域移行支援及び地域定着支援については、引き続き入所施設・医療機関との連携を図り、長期入所・入院者の地域移行に努めます。



## (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、本計画より新たに次の項目に係る見込量を設定します。

### ①入院中の精神障がい者

サービス種別	単位	第5期計画						第6期計画		
		H30計画	H30実績	R元計画	R元実績	R2計画	R2見込	R3見込	R4見込	R5見込
自立生活援助	利用者数(人)	—	—	—	—	—	—	0	0	0
共同生活援助	利用者数(人/月)	—	—	—	—	—	—	0	1	1
地域移行支援	利用者数(人/月)	—	—	—	—	—	—	0	1	1
地域定着支援	利用者数(人/月)	—	—	—	—	—	—	0	1	1

### ②保健、医療・福祉関係者による協議の場

項目	単位	第5期計画						第6期計画		
		H30計画	H30実績	R元計画	R元実績	R2計画	R2見込	R3見込	R4見込	R5見込
開催回数	回	—	—	—	—	—	—	1	1	1
参加者数	人	—	—	—	—	—	—	10	10	10
目標設定・評価の実施回数	回	—	—	—	—	—	—	1	1	1

#### 【見込量確保の方策】

現在、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として、根室圏域には「根室圏域地域生活移行支援協議会」が設置されております。

今後、医療機関や保健所、相談支援機関等と協議のうえ、本市においても協議の場を設置し、長期入院者の退院支援及び地域生活への移行に向けた取り組みを進めます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めるため、本計画より新たに次の項目に係る見込量を設定します。

項目	単位	第5期計画						第6期計画		
		H30 計画	H30 実績	R元 計画	R元 実績	R2 計画	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加人数	人	—	—	—	—	—	—	1	1	1
障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	体制の有無	—	—	—	—	—	—	—	—	有

**【見込量確保の方策】**

北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修については、これまで「障害支援区分認定調査員研修」等への参加を行っており、引き続き積極的な参加に努めます。

また、障害者自立支援システム等による審査結果・分析結果の事業所・関係自治体との共有体制については、北海道や各事業所と協議し、具体的な実施方法について検討を進めます。

### 3. 地域生活支援事業の実績と見込量

本項では、地域生活支援事業のこれまでの実績等を踏まえ、地域の状況や利用者の特性に応じたサービス提供体制の計画的な整備を図るため、計画期間における地域生活支援事業の見込量を定めます。

事業種別	単位	第5期計画						第6期計画		
		H30 計画	H30 実績	R1 計画	R1 実績	R2 計画	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	無	有	無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
相談支援事業										
基幹型支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実利用者(人)	1	0	1	0	1	0	1	1	1
意思疎通支援事業	実利用者(人)	10	6	10	7	10	6	10	10	10
	配置人員(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	件	860	827	860	849	860	818	840	840	840
介護・訓練支援用具	件	-	(1)	-	(1)	-	(4)	(1)	(1)	(1)
自立生活用具	件	-	(4)	-	(3)	-	(3)	(3)	(3)	(3)
在宅療養等支援用具	件	-	(5)	-	(10)	-	(13)	(10)	(10)	(10)
情報・意思疎通支援用具	件	-	(4)	-	(6)	-	(3)	(4)	(4)	(4)
排泄管理支援用具	件	-	(811)	-	(828)	-	(793)	(820)	(820)	(820)
居室生活動作補助用具(住宅改修)	件	-	(2)	-	(1)	-	(2)	(2)	(2)	(2)
手話奉仕員養成研修事業	登録者数(人)	1	0	1	0	1	0	1	1	1
移動支援事業	実利用者(人)	2	2	2	0	2	0	1	1	1
	延べ利用時間	74	27.5	74	0	74	0	37	37	37
地域活動支援センター事業	実利用者(人)	10	9	11	10	11	8	8	8	8
日中一時支援事業	実利用者(人)	2	0	2	0	2	1	2	2	2
訪問入浴サービス事業	実利用者(人)	3	3	3	4	3	3	3	3	3

※各年度の実績及び見込量は、3月末現在（令和2年度見込においては令和2年10月末現在での見込）

## 【見込量確保の方策】

### （理解促進研修・啓発事業）

成年後見制度や障害者差別解消法など、障がいのある人の権利擁護に関する情報の市民周知に努めるとともに、ヘルプマークの配布・普及、聴覚障がい者に対する理解促進などの事業を推進します。

### （自発的活動支援事業）

現在、市内の音訳奉仕団体への活動支援を行っており、引き続き支援に努めます。

### （相談支援事業）

#### ○基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターを委託している根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」にコーディネーター1名を配置しており、引き続き圏域の相談支援体制の充実を図ります。

### （成年後見制度利用支援事業）

成年後見制度の普及啓発を図るとともに、各種相談を通じて本支援事業への活用につなげます。

### （意思疎通支援事業）

本市では、社会福祉課に配置の手話通訳者1名及び派遣手話通訳登録者7名で、聴覚障がいのある人の意思疎通支援を行っており、引き続き現行体制で支援を行います。

### （日常生活用具給付等事業）

排泄管理支援用具（ストーマ装具、紙おむつ等）の利用が大半を占めており、引き続き利用者の確保に努めるほか、給付品目の拡充等についても随時見直しを行います。

### （手話奉仕員養成研修事業）

本市では手話講習会を毎年開催しており、受講修了者の中から派遣手話通訳への登録に繋げるため、引き続き事業を実施します。

### （移動支援事業）

現在、利用がない実態から、今後の利用の確保に努めます。

### （地域活動支援センター事業）

本市では、社会福祉法人希望の家への委託により実施しており、障がいのある人の日中活動の場として、引き続き事業を実施します。

(日中一時支援事業)

本市では、社会福祉法人根室明郷会への委託により実施していますが、利用者が1名の状況から、利用促進に向け引き続き市民周知を行っていきます。

(訪問入浴サービス事業)

令和2年度は3人が利用していますが、受託事業所の看護師の不在により、令和2年11月から事業休止となっているため、同年12月から代替事業(通所入浴サービス)を実施し、利用者の入浴機会を確保するとともに、受託事業所と連携し早期再開に向けた取り組みを進めます。

(その他事業)

本市では、その他の事業として、レクリエーション活動等支援事業、点字・声の広報等発行事業、自動車運転免許・改造助成事業等を実施しており、今後も障がいのある人のニーズに応えるため、必要な事業を展開します。

## 第4. 障がい児福祉計画

### 1. 令和5年度の成果目標

本項では、障がい児支援の提供体制の整備等について、国指針に基づき、今期計画期間における成果目標を設定します。

#### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

①重層的な支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所訪問支援の充実	
国指針	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上整備する。(市町村単独設置が困難な場合は圏域での設置であっても差し支えない。) また、各市町村・各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、すべての市町村が保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
本市の目標設定	令和5年度末までに、北海道が認定する「市町村中核子ども発達支援センター」の設置に向けた検討を行います。
②重症心身障がい児が身近な支援を受けられるための体制の確保	
国指針	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。(市町村単独での確保が困難な場合は圏域での確保であっても差し支えない。)
本市の目標設定	令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を根室圏域に1か所以上確保することを目標としつつ、本市においては既存の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における、重症心身障がい児の受け入れが可能な体制整備に努めます。
③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	
国指針	令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。(市町村単独での設置が困難な場合は都道府県が関与した上での圏域での確保であっても差し支えない。)
本市の目標設定	令和5年度末までの、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置、及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。

障がいのある子どものための通所施設である児童発達支援事業所は、その機能の違いにより「児童発達支援センター」と、「児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所（以下「児童発達支援事業所」）」に大別されます。

「児童発達支援センター」は、地域の中核的な療育支援施設として、「児童発達支援事業所」は、対象児童やその家族に対する支援を行う身近な療育の場として位置付けられており、本市にある根室市児童デイサービスセンターは、「児童発達支援事業所」に該当します。

児童発達支援センターの設置にあたっては、新たに事業指定を北海道から受ける必要がありますが、指定を受けるための人員及び設備の要件が厳しく、現行の体制から児童発達支援センターへの転換を図ることは非常に難しい状況にあります。

北海道では、児童発達支援センターへの転換が困難な事業所に対し、児童発達支援センターと同等の位置付けとする機関として、「市町村中核子ども発達支援センター」の認定を推進しており、「児童発達支援に加え、保育所等訪問支援又は障害児相談支援の指定を受け、地域支援を行う市町村子ども発達支援センター」であることを認定の要件としています。

このことから、本市としては、中核的施設としての要件が低い「市町村中核子ども発達支援センター」への移行を念頭に、児童デイサービスセンターの段階的な機能強化に向けた検討を進めます。

「重症心身障がい児」とは、重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態にある子どもであり、本市においても対象児を把握しています。

主に重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所、または放課後等デイサービス事業所を運営する場合は、看護職員及び機能訓練職員の配置が必須となります。

昨今、福祉分野の人材確保が非常に困難である状況も踏まえ、本市としては、既存の事業所に対し、可能な範囲での受入協力を得たうえで対象児の利用に必要な環境整備等に支援を行うなど、実態に即した対応に努めます。

「医療的ケア児」とは、病院以外の場所で「たん吸引」、「人工呼吸器装着」、「経管栄養」などの医療的援助を日常的に必要とする子どもであり、現在、本市でも対象児を把握しています。

令和2年度においては、今後医療的ケアが見込まれる子どものケース会議を開催しておりますが、今後も関係機関と継続した支援が必要なことから、協議の場の設置に向けた検討を進めます。

また、医療的ケア児コーディネーターは、北海道が行う養成研修を受講した相談支援専門員、保健師、看護師等が主な担い手となっており、協議の場の設置と併せ、該当する職種への受講勧奨に努めます。

## 2. 障害児通所支援等の実績と見込量

本項では、国指針に定める令和5年度末における目標数値や第1期障がい児福祉計画における令和2年度末までの実績等を踏まえ、サービス提供体制の計画的な整備を図ることを目的に、計画期間における障害児通所支援等の見込量を定めます。

各数値は、1か月当たりの各サービス利用量・利用者数とし、原則として各年度3月末現在（令和2年度末見込においては令和2年9月末現在）の実績及び見込量を示していますが、各年度3月末現在の数値をそのまま実績とすることが難しいサービスについては、サービス毎の利用実態に即した見込量としています。

### (1) 障害児通所支援

児童発達支援は利用者数が減少している一方で、放課後等デイサービスは利用人数が増加している実態です。

医療型児童発達支援、保育所等訪問支援については、市内にサービス提供事業所がないため、実績はない状況です。

サービス種別	単位	第1期計画						第2期計画		
		H30計画	H30実績	R元計画	R元実績	R2計画	R2見込	R3見込	R4見込	R5見込
児童発達支援	利用者数(人/月)	28	24	28	22	28	17	20	20	20
	利用量(人日/月)	84	63	84	53	84	44	60	60	60
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	利用量(人日/月)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	28	31	28	32	28	33	35	35	35
	利用量(人日/月)	336	236	336	234	336	236	255	255	255
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	利用量(人日/月)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	利用量(人日/月)	-	-	-	-	-	-	-	-	-



### 【見込量確保の方策】

児童発達支援については、本市で実施している各種検診や相談、根室市子ども発達支援事業等における専門支援等を通じ、療育の必要があると認められる児童を把握し、利用につなげます。

放課後等デイサービスについては、年々利用者が増加し、今後も増加が見込まれることから、サービス提供体制の確保に向けサービス提供事業所と協議を進めます。

## (2) 障害児相談支援

各年度とも増減はあるものの、概ね計画通りの利用実績となりました。

サービス種別	単位	第1期計画						第2期計画		
		H30計画	H30実績	R元計画	R元実績	R2計画	R2見込	R3見込	R4見込	R5見込
障害児相談支援	利用者数(人/年)	65	62	65	69	65	66	66	66	66

※障害児通所支援の支給期間終期を3月末日としている関係上、相談支援が特定の時期に集中して行われることから、月毎の利用人数に著しい変動があるため、記載の数値は相談支援を利用する、または利用見込の障がい児の実数とします。

### 【見込量確保の方策】

平成31年4月に、障害児相談支援事業所が本市に新規開設したことに伴い、障害児通所支援の利用時に必要となる障害児支援計画の作成や相談等を市内で受けられる体制が整いました。

本市で利用できる事業所は「あくせす根室」（所在地：中標津町）及び「相談室るーぷ」（所在地：別海町）と合わせ3事業所となりますが、今後は各事業所と連携のうえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを進めます。

## 第5. 計画の推進体制

### 1. 関係機関等の連携と理解の促進

#### (1) 関係機関・関係団体との連携

本計画の推進にあたっては、医療・福祉関係者や障がい者団体、行政関係者等で構成する「根室市地域自立支援協議会」において、地域の課題や困難な事例の解消に努めます。

#### (2) 庁内連携体制の強化

障がい者施策は障がい分野のみならず、子ども・子育て、医療、介護、保健、教育、雇用など各分野の緊密な連携のもと取り組む必要があることから、庁内の連携体制の強化に努めます。

#### (3) 国・北海道等との連携

障がい者施策は、国や都道府県の制度と密接に関わっており、国や北海道の関係機関等と連携し、各種施策を推進します。

また、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」との緊密な連携により、相談支援体制の充実に努めます。

#### (4) 障がいに対する理解の促進

障がいや障がいのある人に対する地域における認識と理解を深めるために、あらゆる機会を捉え、普及・啓発に努めます。

### 2. 計画の推進管理

本計画は、障がいのある人等の生活に必要な福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであることから、関係機関が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善・見直しを重ね、着実に取り組みを進めるものです。

そのため、策定した計画については、3年ごとの実績把握だけではなく、定期的にその進捗状況を管理し、分析・評価の上、課題等がある場合には随時対応し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

